

+

令和4年 第6回

# 志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

令和4年 第6回農業委員会総会会議録

召集年月日	令和4年6月22日(水)					
召集の場所	志布志市松山支所2階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	令和4年6月22日 午前9時28分				
	閉会	令和4年6月22日 午前10時12分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員  ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	吉野 寅三	○	11	宮脇 茂樹	○
	2	宮脇 勇	○	12	福岡 裕幸	○
	3	神宮司 順子	○	13	橋口 美一	○
	4	萩迫 修作	○	14	山下 昭一	○
	5	安樂 兼義	○	15	永屋 哲郎	○
	6	立山 富士雄	○	16	井久保 久男	○
	7	柳井 義郎	○	17	脇田 廣昭	○
	8	上野 克比古	○	18	立迫 眞由美	○
	9	坂中 則雄	○	19	山迫 洋一	○
	10	隈元 健二	○	20	福岡 剛	○
会議録署名委員	席番 11 番	宮脇 茂樹	席番 12 番	福岡 裕幸		
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	中水	事務局次長	宮田		
	主幹兼農地係長	鈴木	主幹兼農地係長	竹之内		
	農地係長	圖師	主任主査	桑水		
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番号	氏名	出欠の別	番号	氏名	出欠の別
1	谷宮 誠實	×	9	垣内 りえ子	×
2	竹田 憲男	×	10	立根 重信	×
3	今市 光則	×	11	道山 幸治	×
4	熊野 廉太郎	×	12	脇田 祐二	×
5	原田 純一	×	13	春田 豊美	×
6	田尾 昭三	×	14	中之内 瑞穂	○
7	坪田 則義	○	15	工藤 雅彦	×
8	池袋 良子	×	16	山下 直樹	×

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第37号 農用地利用集積計画決定について 議案第38号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について</p>
-----------------------	--

議長	萩迫	<p>ただいまから、令和4年第6回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>それでは、日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。志布志市農業委員会会議規則第24条の規定により席番11番、宮脇茂樹委員と席番12番、福岡裕幸委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。</p> <p>次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りします。会期は本日1日限りといたしますが、ご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りと決定いたします。</p> <p>次に、日程第3、休会中の報告を行います。最初に、あっせんの経過につきまして、福岡裕幸委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	福岡裕幸	<p>会長より依頼のありました〇〇さんの分ですが、交渉に時間がかかっております。早くまとめられるように頑張りたいと思いますので、引き続き活動を続けたいと思います。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。次に、私の関係分について報告いたします。5月18日、令和4年度市町村農業委員会会長・事務局長等会議に出席しました。6月6日、公益財団法人志布志市農業公社令和4年度定時評議員会に、6月7日、令和4年度の曾於地域農政推進会議総会、曾於地域畑地かんがい営農推進本部総会、曾於地域農業改良普及推進協議会総会にそれぞれ出席いたしました。</p> <p>次に、日程第4、議案第35号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。今回は3件の申請でございます。まずは5ページ、番号53番を審議いたします。番号53番は、宮脇茂樹委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、ここで宮脇茂樹委員には退席をお願いいたします。</p>
会場 議長 委員	萩迫 中之内	<p>(宮脇茂樹委員 退室)</p> <p>それでは、中之内委員の報告をお願いします。</p> <p>会長より依頼のありました番号53を報告いたします。譲渡人は、霧島市隼人町内山田にお住まいの〇〇さんでございます。譲受人は志布志市有明町伊崎田宮塩にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、県道尾野見伊崎田線沿いにあります伊崎田中野公民館から北へ300m進み、さらに市道を北へ300m進んだ左側にあります。譲受人宅からは、約5分以内のところにあります。</p> <p>〇〇さんは認定農業者であり、夫婦2人と3名の雇用者でイチゴを主に栽培されており、申請地にもイチゴを作付けする予定とのことです。また、トラクター1台、耕運機2台、軽トラック2台、ダンプ1台などを所有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまふ。また、周囲の状況からも支障はないと思われまふ。ご審議方、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p>

会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 ここで、宮脇茂樹委員の入室を許可いたします。
会場 議長 委員	委員 萩迫 橋口	(宮脇茂樹委員 入室) 次に、番号54番を審議いたします。橋口委員の報告をお願いいたします。 会長より依頼のありました番号54を報告します。譲渡人は、志布志市志布志町安楽にお住まいの〇〇さん。譲受人は、志布志市志布志町帖にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、県道柿ノ木志布志線を志布志から松山方面へ行くと、西弓場ヶ尾集落に中山商店があります。そこからさらに、350mほど松山方面へ進んだところのT字路を左手の市道大人足2号線に入り、200m進んだところの左側にある畑です。申請人宅からは、650mのところにあります。 〇〇さんは認定農業者であり、甘藷を主に栽培しており、申請地にも甘藷を作付けする予定とのこと。また、農機具については、蔓切機2台、堀取機2台、トラクター5台を保有されています。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われ。また、周囲の状況からも支障はないと思われ。ご審議方、よろしくお願いたします。
議長 会場 議長	委員 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場 議長 委員	委員 萩迫 上野	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に番号55番を審議いたします。上野委員の報告をお願いいたします。 会長より依頼のありました番号55を報告いたします。譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん、73歳です。譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん、40歳であります。申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、有明中学校の正門前の道路を通山方面に約1km行きますと、右手に野瀬電気があります。そこから、約180m行きますと道路が二股に分かれておりまして、左の方に400m行きますとグリーンロードがありまして、その信号を過ぎて約400m行ったところを右折し、250m行った左側になります。譲受人宅からは、車で約5分のところにあります。 〇〇さんは夫婦で、主にイチゴを栽培されており、申請地にもイチゴを作付けするということですのでございます。農機具につきましては、軽トラック1台を保有されております。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の

		<p>適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方、よろしくお願いいたします。</p> <p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、日程第4、議案第35号農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第5、議案第36号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。最初に7ページ番号20番を審議いたします。現地を調査された福岡剛委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	福岡 剛	<p>議案第36号番号20について報告します。調査日は6月7日、調査員は、橋口委員、坪田委員と私、福岡です。譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町志布志〇〇番地〇、〇〇号にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。申請地の場所は、志布志庁舎から西に位置し、市道六月坂・安良線を安楽方面に進み、港湾道路との交差点を安楽方面に進み、はまさき耳鼻咽喉科の200m先を右折し、300mほど北へ進んだ右側付近に位置します。転用目的は一般住宅です。生活排水は合併浄化槽から北側道路側溝へ放流し、雨水についても、北側道路の側溝へ流すとのことでした。盛土を40cmほど行うとのこと、盛土が隣接地へ流出しないよう、しっかりと土留工事を行うようお願いしました。申請地の農地区分は、10ha以上の広がりもなく、都市計画用途地域内の区域から概ね500m以内にあるため、第2種農地の市街地近接農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方、よろしくお願いいたします。</p> <p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に、番号21番を審議いたします。同じく現地を調査された福岡剛委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	福岡剛	<p>議案第36号番号21について報告します。調査日は6月7日、調査員は、橋口委員、坪田委員と私、福岡です。譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町志布志〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の場所、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及</p>

		<p>び総会資料のとおりです。申請地の場所は、先ほどの20番の隣、東側に位置します。転用目的は、建売住宅です。生活排水は、合併浄化槽から北側道路側溝へ放流し、雨水についても北側道路側溝へ流すとのことでした。その他、盛土を40cmから60cmほど行うということで、盛土が隣接地へ流出しないようしっかりと土留工事を行うようお願いしました。申請地の農地区分は、10ha以上の広がりもなく、都市計画用途地域内の区域から概ね500m以内にあるため、第2種農地の市街地近接農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号22番を審議いたします。現地を調査された中之内委員の報告をお願いいたします。
委員	中之内	議案第36号番号22について報告いたします。総会資料は、10ページから12ページです。調査日は6月7日、調査員は、隈元委員、脇田委員と私、中之内、事務局より1名の同行がありました。譲渡人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんでございます。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。
		申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。申請地の場所は、ファミリーマート志布志みかえり店から市道町原・弓場ヶ尾線を南に850m進み右折し、市道町原線を150m進み左折、市道下堀2号線を180m進み左折、市道久保線を140m進んだ左側に位置します。転用目的は、一般個人住宅です。排水については、北側、西側が道路となっており、西側道路の側溝へ流すとのことでした。申請地の農地区分は、10ha以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。
		以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、8ページ番号23番を審議いたします。現地を調査された橋口委員の報告をお願いいたします。
委員	橋口	議案第36号番号23について報告します。調査日は6月7日、調査員は、福岡剛委員、坪田委員と私、橋口です。譲渡人は、東京都豊島区にお住まいの



		<p>〇〇さんと志布志市志布志町帖にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町帖の株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんです。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。申請地の場所は、志布志庁舎から北西に位置し、志布志庁舎から市道町原線を安楽方向に進み町原交差点を左折、市道町原・弓場ヶ尾線を港方向に約500m進んだところを左折し、市道廿割線を30mほど進んだ右側に位置します。転用目的は、アパート建築です。排水は、北側の側溝を利用するとのことでした。申請地の農地区分は、10ha以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長 委員 係長	萩迫 井久保 圖師	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p> <p>面積が1,142㎡あるようですが、何室の予定でしょうか。</p> <p>建物は2棟建ちます。それぞれ1階が3部屋、2階が3部屋ですので全部で12部屋になります。</p>
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	<p>他にご意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に、番号24番を審議いたします。現地を調査された坪田委員の報告をお願いします。</p>
委員	坪田	<p>議案第36号番号24について報告します。調査日は6月7日、調査員は、橋口委員、福岡剛委員と私、坪田です。譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、鹿屋市札元〇丁目〇〇番〇号の有限会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。申請地の場所は、志布志庁舎から北西に位置し、志布志庁舎から市道町原線を進み、町原交差点を安楽方面に進み、50mほど進んだ交差点を右折、市道久保線を北大原方面へ500mほど進んだ左側に位置する安楽宮ノ上2455番1です。転用目的は、特定建築条件付売買予定地です。排水は、自然流下による計画となっています。申請地の農地区分は、10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われまふ。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p>

委員 係長	中之内 圖師	<p>特定建築条件付売買予定地について教えていただけないでしょうか。</p> <p>特定建築条件付売買予定地についてご説明申し上げます。通常、造成だけの転用というものは、認められないところがございます。ただし、売るときに、何年以内に家を建てますというような条件をつけて契約をする。その年数以内に家が建てられない場合は、不動産会社が自ら家を建てます。建てられないときは、契約を破棄しますというような条件を示していただいた場合に、造成のみの転用が認められることになっております。不動産会社が予定している7区画分を自社で建てられるだけの資金証明を付けての提出ということで、このような表記になっております。</p>
議長 委員 係長	萩迫 井久保 圖師	<p>よろしいですか。ほかにごございませんか。</p> <p>申請地全体の面積と転用面積が異なっている理由は何でしょうか。</p> <p>資料が少しわかりづらいですが、18ページの地籍図を見ていただけたらと思います。全体の面積は3,587㎡ですが、申請地として囲われている今回の申請分の面積が2,883㎡になります。総会資料18ページの申請地の左上の方に残地があること、また、右下を分筆されることから3,587㎡のうち、2,883㎡を転用するという申請になっております。</p>
委員 係長	井久保 圖師	<p>残りは、畑と理解していいですか。</p> <p>はい。そのとおりでございます。</p>
議長 委員 議長	萩迫 会場 萩迫	<p>よろしいですか。ほかにごございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に9ページ番号25番を審議いたします。現地を調査された隈元委員の報告をお願いします。</p>
委員	隈元	<p>議案第36号番号25について報告します。調査日は6月7日、調査員は、脇田委員、中之内委員と私、隈元です。総会資料の19ページから21ページです。譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、曾於郡大崎町横瀬〇〇番地〇にお住まいの〇〇、〇〇さん夫婦です。立会人は、〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。申請地の場所は、東九州自動車道志布志有明インターから市道飯山・通山1号線を南へ600m進み右折、市道押切坂線を230m進み左折し、農道を130m進んだ右側に位置します。転用目的は、一般住宅、カーポート、通路です。生活排水は、合併浄化槽を利用して、雨水等は通路にパイプを通して、南側の市道の側溝を利用するとのことでした。理由書が添付されていますが、総会資料20ページの地図を見てもらえばわかるかと思いますが、この道路は農道であり、幅員が狭いため対向車と離合できず走行に支障を来すことから、通路部分71㎡が転用面積に含まれており、協議の結果、認めていいのではないかとこの意見の一致をみました。また後日、雨の日に再調査に行きましたが、ぬかるんだ農道は、走行にも支障を来すような状</p>

		<p>況でした。申請地の農地区分は、10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われま</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号26番を審議いたします。現地を調査された脇田廣昭委員の報告をお願いいたします。
委員	脇田廣昭	議案第36号番号26について報告します。総会資料は、22ページから24ページです。調査日は6月7日、調査員は隈元委員、中之内委員と私、脇田です。事務局より1名の同行でした。譲渡人は志布志市有明町蓬原〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇、〇〇棟にお住まいの〇〇さんです。譲渡人は、〇〇さんの妻の祖父になるということでした。立会人は〇〇さん夫婦と、住宅施工会社の方の3名でした。
		申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。申請地の場所は、蓬原小学校から県道宮ヶ原大崎線を南へ750m進み、信号を左折し、市道一丁田・宇都鼻線を東に110mほど進んだ右側に位置します。転用目的は、一般個人住宅です。排水は、南側、西側にコンクリートブロックを積み、既存のコンクリートブロックとつなぎ、北側は申請地残地がありますので、ここに土坡を設置し、市道の側溝に流すということでした。申請地の農地区分は、10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われま
		以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方、よろしくお願ひします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第36号農地法第5条の規定による許可申請については、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。
		次に、日程第6、議案第37号農地利用集積計画決定についてを議題といたします。農用地利用集積計画の利用権及び転貸について事務局の説明を求め

主任主査 桑水	<p>ます。</p> <p>議案第37号農用地利用集積計画決定のうち、利用権の設定及び利用権の転貸についてご説明申し上げます。議案書は、11ページから45ページとなっております。まずは、議案書11ページの利用権設定の総括表をご説明いたします。公告日は令和4年6月30日で、始期は令和4年7月1日となります。設定期間が1年から30年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なります。利用権の設定面積は、田が4万4,976㎡、畑が11万5,256㎡、樹園地が4万9,668㎡で、合計しますと20万9,900㎡となり、うち更新分は、1万9,343㎡となっております。利用権の設定をする者の数が68名で、利用権の設定を受けようとする者の数が20名であります。利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より48名少ないのは、受け手、貸し手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては、12ページから38ページの明細表をご確認ください。</p> <p>次に、利用権の転貸について議案書39ページの総括表でご説明申し上げます。公告日は令和4年6月30日で、始期が令和4年7月1日となります。設定期間は2年11か月から15年で、終期は存続期間によってそれぞれ異なります。地目別の内訳は、田が913㎡、畑が3万6,512㎡、樹園地が2万3,285㎡で、合計しますと6万710㎡となります。利用権の転貸をする者は、公益財団法人〇〇の1名、利用権の転貸を受けようとする者は、10名であります。詳細につきましては、40ページから45ページの明細表をご確認ください。</p> <p>以上で議案第37号、農用地利用集積計画決定のうち利用権の設定及び利用権の転貸について説明を終わります。ご審議方よろしく願います。</p>
議長 萩迫	<p>ただいま事務局から説明がありました利用権の設定について、これより審議に入りますが、12ページ番号1番及び番号2番については、福岡剛委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、福岡剛委員にはここで退席をお願いいたします。</p>
会場	(福岡剛委員 退室)
議長 萩迫	それでは、番号1番につきまして、何かご意見ございませんか。
会場 委員	(会場 なし)
議長 萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませ
会場 委員	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませ
議長 萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませ
会場 委員	(会場 異議なし)
議長 萩迫	異議なしと認めます。次に番号2番につきまして、何かご意見ございませ
会場 委員	(会場 なし)
議長 萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませ
会場 委員	(会場 異議なし)
議長 萩迫	異議なしと認めます。ここで、福岡剛委員の入室を許可いたします。
会場 委員	(福岡剛委員 入室)
議長 萩迫	次に、12ページ番号3番から38ページ番号72番までと、11ページの総括表

会場 議長	委員 萩迫	<p>について審議いたします。これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に、利用権の転貸について審議いたします。40ページ、番号1番から45ページ番号10番までと、39ページの総括表を審議いたします。これにつきまして何かご意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第37号農用地利用集積計画決定については原案どおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第7、議案第38号令和4年度最適化活動の目標の設定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
局長	中水	<p>それでは、日程第7、議案第38号令和4年度最適化活動の目標の設定等について、ご説明申し上げます。この案件につきましては、本年3月の定例総会におきまして、令和4年2月末時点での実績の点検・評価と併せ、令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画を議案第21号として審議、承認いただいたところです。その後、パブリックコメントを踏まえ、5月定例総会で再度提案することとしておりましたが、令和4年2月2日に発出されました農業委員会による最適化活動の推進等に係る経営局長通知により、最適化活動に関し、担い手への集積目標等の設定が求められることになり、様式自体が変更されたため、例年5月定例総会において提案しておりました目標及びその達成に向けた活動計画に代わるものとして、今回提案するものです。</p> <p>議案書47ページ、農業委員会の状況につきましては、これまでと同様、農業委員会の現在の体制、農家、農地等の概要を記載しております。なお、記載された数字の引用元は、米印で示しているとおりでありますので、ご確認ください。議案書48ページ、最適化活動の目標につきましては、1最適化活動の成果目標として、(1)農地の集積、(2)遊休農地の解消、49ページ、(3)新規参入の促進の3項目について、現状及び課題、目標を記載、設定しております。</p> <p>それでは、詳細について説明させていただきます。議案書48ページ、(1)農地の集積、①現状及び課題の、これまでの集積面積3,700haは令和3年度の実績を記載しており、欄外米印1による管内の農地面積で除しますと、現状での集積率は、57.2%となるところでございます。②目標につきましては、先月の定例総会終了後に説明させていただいたとおり、事前に県農業会議と調整したところですが、県内他市町村については、県が示した内容を踏まえた目標設定となっている状況であることから、本市におきましても、農地の集積の目標年度を令和12年度、その時点での集積率90%を目標としております。新規集積面積につきましても、県が示した128.60haを今年度の新規集積</p>

面積として設定し、その結果、農地面積 6,470ha に対する今年度末の集積面積の累計が3,829ha となり、59.2%の集積率となるところでございます。昨年度の実績を踏まえ、128.60ha が、現実的か否かというご意見等もあろうかと思いますが、県内各市町村の設定目標等を考慮した結果でございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。次の(2)遊休農地の解消につきましては、令和3年度の遊休農地解消面積を新規発生面積が上回ったことにより、前年度実績の191haを23ha上回る214haが遊休農地となっているため、①現状と課題の現状の1号遊休農地面積は、214haと記載すべきところですが、令和4年2月2日に発出されました経営局長通知及び農地政策課長通知等を踏まえ、その対象面積から除外できる傾斜地、不整形地、狭小地、接道のない囲繞地など約55haを除外した159haを、現状として捉えているところでございます。そのため、②目標、ア、既存遊休農地に係る今年度の解消目標面積は、欄外米印に記載されているとおり、159haを5で除した31.8haとするものです。また、イ、新規発生遊休農地の解消につきましては、令和3年度利用状況調査で確認できた約52haの新規発生農地から、その対象面積から除外できる傾斜地、不整形地、狭小地、接道のない囲繞地等を除外した42.5haを解消目標面積としております。49ページ、(3)新規参入の促進、①現状及び課題につきましては、令和3年度実績等を踏まえて記載しております。②目標につきましては、米印に記載されているとおり過去3年間の平均値56.3haを権利移動の目標面積としております。なお、表中にある農地所有者の同意を得た上で、につきましては、貸したい・借りたい総点検及び利用意向調査により確認することを想定しているところでございます。次の2最適化活動の活動目標として、農業委員、推進委員等の活動日数及び活動強化月間の設定が新たな項目として新設されております。(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標につきましては、1人当たりのひと月の活動日数目標を10日、(2)活動強化月間の設定目標につきましては、記載のとおり10月の利用意向調査、11月から12月にかけて個別訪問を強化月間と位置付けております。(3)新規参入相談会への参加目標につきましては、年2回を目標としておりますが、その内容につきましては、農業公社研修生を励ます会への参加、他団体が主催する相談会等への参画のほか、必要に応じ、農業公社と連携した活動等に参画していきたいと考えているところです。

以上で議案第38号令和4年度最適化活動の目標の設定等についての説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 萩迫

ただいま、事務局から説明がございましたが、これにつきまして、何かご意見ございませんか。

会場 委員

(会場 なし)

議長 萩迫

ご意見もないようですので、これで決定することにご異議ございませんか。

会場 委員

(会場 異議なし)

議長 萩迫

異議なしと認めます。よって日程第7、議案第38号令和4年度最適化活動の目標の設定については、決定いたしました。

議長 萩迫

以上で、全日程を終了いたします。これで本日の会議を終了しました。お疲れ様でした。

